

会社法改正と判例にみる親会社取締役の子会社監督責任

Responsibility for Supervising Subsidiaries by Directors of Parent Companies
Seen in Amendment of Companies Act and Judicial Precedents

河 合 正 二
Shoji Kawai

<目 次>

1. はじめに
2. グループ経営促進にあたっての会社法上の問題点
3. 親会社取締役による子会社監督責任に関する学説の考え方
4. 親子会社法制における子会社管理に関する改正の概要と意義
 - (1) 平成17（2005）年改正の概要
 - (2) 平成26（2014）年改正の概要
 - (3) 企業集団における内部統制システム整備に関する規定の改正の意義
 - (4) 親会社取締役の子会社監督責任の明文化が見送られたことの意義
5. 親会社取締役による子会社監督責任の法的性質
 - (1) 検討の視点
 - (2) 子会社管理に関して親会社取締役に認められる権限
 - (3) 権限に対応した親会社取締役の子会社監督責任
 - (4) 企業集団内部統制システム整備義務に関する規定との関係
6. 福岡魚市場事件において裁判所が認定した親会社取締役の子会社調査義務の内容
 - (1) 事件の概要
 - (2) 本事案における裁判所の判断
 - (3) 本判決に示された子会社調査義務の内容
7. 結びに代えて～本稿の考え方と裁判所の判断との整合性～

1. はじめに

経済のグローバル化等世界的規模での企業間競争の激化の中で、競争力強化の観点から、グループ経営が広く普及するようになって久しい^(註1)。

ところが、グループ経営の促進にあたっては、会社法上大きな課題が残されている。それは、会社法の規整は、旧商法時代から基本的には個々の株式会社ごとに定められており、グループ関係・親子会社関係を規律するまとまった

制度は存在していないということである。したがって各企業集団は、グループ経営における企業統治を法人格が異なる個別企業を予定した従来からの会社法（商法）の枠組みの中で実現していかなければならない^(註2)。

そのため様々な疑問点・不明点が生じることになる。その最も代表的なものが、親会社取締役は子会社管理を行っていくうえで、どこまでの権限が与えられ、それに伴ってどのような義務と責任を負わされているのか、ということである。この疑問点・不明点を解消すべく、特に、親会社

取締役の子会社管理における義務と責任に関しては、従来から学説上様々に論じられるとともに、幾度となく法改正の俎上にもあがってきた。

その一環として、平成26年会社法改正においても、「親子会社に関する規律」の見直しが大きな柱の一つとされ^(注3)、改正に向けた法制審議会（法務大臣の諮問機関）の会社法制部会（以下、「部会」という）においても、親会社取締役に子会社管理に関する義務と責任があることに関して、何らかの規定を置くべきであるとの指摘がなされ、それに基づいて様々な審議がなされた。部会におけるこの親会社取締役の子会社監督義務および当該義務違反に伴って親会社取締役が負うことになる責任（以下、「親会社取締役の子会社監督責任」という）の明文化を議論するにあたって、特筆すべきは、平成26年改正前の会社法においても、解釈上、親会社取締役に子会社監督責任が存在することに関して、部会のどの委員からもそれを否定する意見は、述べられていないということである^(注4)。ところがそれにもかかわらず、親会社取締役の子会社監督責任の明文化は見送られることとなった。

そうすると、現行会社法上においても、親会社取締役は子会社の業務を監督する義務と責任を負っていることを前提としたとしても^(注5)、大きな疑問として残るのが、親会社取締役が負っているとされる子会社監督責任の内容と範囲である。一方、平成26年会社法改正においては、親会社取締役の子会社監督責任と関連して論じられることの多い「企業集団における内部統制システム整備義務」に関する規定が、法務省令から会社法本体に格上げされた。これはあくまで「明確化の観点からなされたものであり、現行法上の規律および解釈の変更を意図するものではない」と述べられているが^(注6)、企業集団における内部統制システム整備に関する規定は、平成26年会社法改正以前から親会社取締役の子会社監督責任の根拠規定ととらえる考え方もあり^(注7)、当該規定と親会社取締役の子会社監督責任はどのような関係にあるのか、という疑問も依然として残ることになる。

また、親会社取締役の子会社監督責任について判示した裁判例に目をむけてみると、当該ケースを扱った裁判例は少なく、その数少ない裁判例においても、親会社の取締役が子会社管理に関して責任を負うと判示したものや、その基準・要件を示した裁判例は極めて限定されていたと言わざるをえない状況であった^(注8)。

ところが平成26年会社法改正作業のさなか、親会社取締役に子会社に対する調査義務を認め、親会社取締役が当該義務に違反したと判示した裁判例が登場した。いわゆる「福岡魚市場株主代表訴訟事件」（以下、「福岡魚市場事件」という）である^(注9)。事件の概要は後述するが、判例の見解も、親会社取締役に対して一般的な子会社監督責任を認

める方向に移行してきているのであろうか。そうすると、ここでも親会社取締役の子会社監督責任の内容はどのようなもので、それがどの範囲にまで及んでいるのか、という疑問が浮かび上がってくることになる。

そこで本稿は、親会社取締役の子会社監督責任の内容と範囲について検討を試みるものである。具体的には、まず、グループ経営促進にあたって会社法が抱える親子会社法制についての問題点および親会社取締役の子会社監督責任に関する学説の考え方を改めて確認したうえで（第2章および第3章）、これまでの親子会社法制に関する改正の概要を述べ、その意義を検討する（第4章）。そのうえで、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質について、企業集団における内部統制システム整備の規定との関係も含めて検討する（第5章）。最後に、福岡魚市場事件で示された親会社取締役による子会社調査義務の内容と、第5章において検討した親会社取締役による子会社監督責任の法的性質との整合性についても論じていきたい（第6章および第7章）。

2. グループ経営促進にあたっての会社法上の問題点

数次の商法改正を経て、平成17(2005)年に新会社法が制定されたが、その会社法も平成26年に一部見直しがなされた。ところが平成26年改正後も会社法の規整は依然として個々の株式会社ごとに定められており、グループ関係、親子会社関係を規律するまとまった制度は存在しておらず、また特別の法的手当てもなされていない^(注10)。

もちろん、グループ関係、親子会社関係に関連するすべての面における規整が欠けているわけではない。たとえば、グループ関係創設の面においては、株式交換・移転、会社分割等の規定が新設され（株式交換・移転に関しては1999年改正商法、会社分割に関しては2001年改正商法）、親子会社を含めたグループの形成手段は格段に多様化・弾力化された。また会社の計算の面においても、連結計算制度が導入され（2002年改正商法）、一定の企業集団を法律上一体とみるべく連結財務諸表の作成が義務づけられるといった規整も整備された。開示の面においては、親会社株主は、子会社の株主総会議事録・取締役会議事録・監査役会議事録・株主名簿・計算書類およびその附属明細書・監査報告書の閲覧権を有することとなり、さらに親会社の少数株主は、子会社の会計帳簿閲覧権をも有することとなった（2001年改正商法）。そして監査に関しては、親会社の監査役または監査委員および会計監査人は元々子会社調査権を有していたが、それが強化されるに至っている（1999年改正商法）^(注11)。

ところがグループ経営を促進していくうえで不可欠であ

ると考えられる親会社による子会社の運営・管理という面に関しては、定義規定の他には実体的な規整はほとんど存在していないというのが実情である^(注12)。したがって各企業集団は、グループ会社間における取締役を中心とした役員の権限と責任関係が不明確な状態のまま、グループ経営を行っていかねばならないということになる。

このグループ会社間における取締役を中心とした役員の権限と責任関係が不明確な状態であることが、円滑かつ健全なグループ経営の促進を阻む大きな問題点である。そして、その中でも、親会社取締役に子会社に対する指揮命令権とそれに基づく具体的な指図権が認められていない（定められていない）ということが、グループ経営促進にあたっての最大の阻害要因であると考えられる^(注13)。

ある企業集団が円滑かつ健全なグループ経営を行っていくためには、親会社が策定したグループ全体の経営戦略をその傘下にあるグループ各社に十二分に理解させるとともに周知徹底させ、これをグループ各社に実行させるといったように、親会社における意思決定をグループ各社に浸透させていくことがまずは重要となる。ところが親会社取締役に子会社に対する指揮命令権とそれに基づく具体的指図権が法的に認められていない以上、親会社取締役は親会社の意思決定内容をグループ各社に浸透させていくためには、株式保有を背景とした間接的な方法、あるいは事実上の支配力の行使により、それを実現していくという方法しかないということになる^(注14)。

また、円滑かつ健全なグループ経営を促進していくためには、親会社取締役の子会社に対する業務執行あるいはグループ各社の取締役自身の業務執行が適法かつ適正に行われていなければならない。そのためには、グループ内における親会社の子会社に対する監視・監督が適切に行われていることが極めて重要となる^(注15)。その役割を担っているのが子会社調査権を有する親会社監査役（あるいは監査委員）である。ところが親会社監査役が子会社調査権を行使するにあたって、その監査対象となるのは親会社取締役の業務執行である。そして親会社取締役に子会社に対する経営指揮権もそれに基づく具体的指図権も認められていない以上、親会社取締役の子会社に対する支配・管理の法的根拠や、その内容と範囲もはっきりしないことになる。そうすると、親会社監査役が、親会社取締役の業務執行を監査するうえで、必要な場合に行使できるとされる子会社調査権の範囲も、やはり不明確とならざるをえない。

さらに、円滑かつ健全なグループ経営の促進にあたっては、親会社株主の保護も重要な要素となる。すなわち、親会社株主が、親会社取締役による子会社に対する業務執行を実効的に監督できるしくみが必要となる。ところがこの場面においても、親会社取締役に子会社に対する経営指揮

権とそれに基づく具体的指図権が認められていないことが大きな課題となって立ちはだかることになる。なぜならば、親会社取締役が子会社の経営を支配・管理できる法的根拠が存在しない以上、親会社株主は、当該取締役に對して、子会社に対する支配・管理責任を問うこと自体が困難であると言わざるをえないからである^(注16)。

加えて、親会社取締役に子会社に対する経営指揮権等が認められていないということは、子会社にとっても、グループ経営の促進にあたって大きな問題を抱えることになる。それは、子会社は親会社取締役の指図に従う法的義務がないにもかかわらず、親会社取締役の支配力の行使により事実上拘束を受けるという関係にあることから、親会社取締役の指揮命令に従わざるをえないが、その場合の責任関係は曖昧なものになってしまうということである。すなわち、子会社の取締役にとっては、親会社取締役の指揮命令に従い子会社自身が損害を被れば責任を免れないし、これを拒否すれば、解任等の制裁を受けざるをえないというジレンマにさらされることになるという指摘がなされている^(注17)。

そして、親会社取締役の子会社に対する支配・管理の権限が不明確であるということが、円滑かつ健全なグループ経営の促進にあたって何よりも問題となるのは、それに伴って生じるであろう親会社取締役の子会社管理に関する義務と責任、すなわち子会社監督責任も依然として不明確なままの状態であると言わざるをえないということである。

3. 親会社取締役による子会社監督責任に関する学説の考え方

前述の通り、平成26年改正後の会社法においても、親会社取締役の子会社管理に関する権限および義務と責任は定められていない。ところが学説は従来より、反対説もあるが、概ね親会社取締役は、子会社管理についてもその任務に属し、その任務を懈怠する場合には親会社に対して責任を負うということを肯定しているものと考えられる^(注18)。すなわち、平成26年会社法改正以前から、親会社取締役は、当該親会社に対して負う善管注意義務の内容として、その子会社の業務を監督する義務と責任を負っているという見解が支配的であると評価できる^(注19)。このことは、平成26年会社法改正に向けた部会において親会社取締役の子会社監督責任の明文化を議論するにあたって、解釈上、平成26年改正前の会社法においても、親会社取締役に子会社監督責任が存在することに関して、それを否定する意見が述べられなかったことから明らかである^(注20)。

親会社取締役に子会社監督責任が存在することに関する学説上の根拠は様々である。たとえば、平成17(2005)年に制定された新会社法に基づく会社法施行規則100条1項5号

等に定められた「企業集団における内部統制システム整備義務」に関する規定をその根拠とする見解^(注21)、会社法444条に基づいて連結計算書類が作成される場合には、取締役は適正な連結計算書類の作成義務を負っているとして、それらの義務を根拠として子会社監督責任を負っているとする見解^(注22)、また近年支持を集めているのが、親会社にとっての経済的価値という視点に着目し、親会社取締役は、子会社に対して経営管理義務を負っているとする見解である^(注23)。

すなわち、「親会社にとっては子会社の株式も自らの資産であるところ、その資産を様々な態様で活用して、自社（親会社）の利益の増大を図ることは、機械設備・不動産その他自らが保有する、他の資産を活用することと同様に重要であるといえよう。したがって、自社の保有する資産としての子会社株式を、その有する子会社への影響力まで活用することによって、その価値を高め、あるいはその価値を保全することが、親会社取締役・執行役の義務として認められるべきものである」というものである。

4. 親子会社法制における子会社管理に関するこれまでの改正の概要と意義

旧商法においては、企業集団を念頭においた企業統治が想定されておらず、またそれに関する実体的な規整も設けられていないため、子会社管理における親会社取締役の権限と責任関係が不明確な状況であった。それに対して、どのような手当てがなされてきたのか、親子会社法制における子会社管理に関する平成17(2005)年、同26(2014)年改正の概要について、時系列で改めて確認したい。

(1) 平成17(2005)年改正の概要

会社法が商法から分離し、新たな独立した法体系として制定された。この新会社法において、取締役（会）に、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関する整備義務が定められた（旧会社法362条4項6号、同348条3項4号等）。この体制が「内部統制システム」である。内部統制システムとは、会社法本体およびそれを受けて定められた法務省令における各規定（旧会社法施行規則100条1項、同98条1項等）をあわせて検討すると、「コンプライアンス体制の整備を含めた広い意味でのリスク管理体制」ということになる^(注24)。そして、この内部統制システム整備義務の一つとして「企業集団における業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「企業集団における内部統制システム」の整備に関する規定が定められた（たとえば旧

会社法362条4項6号を受け、旧同施行規則100条1項5号）。

会社法で新たに制定されたこの内部統制システム整備義務は、旧商法時代の裁判例にも登場していたが、これは善管注意義務の一類型であるとするのが判例の見解であった^(注25)。この点に関しては、会社法において明文化された後も同様であると考えられている。なぜならば、内部統制システムを規定した旧会社法および旧同施行規則の各条項においては、会社が具備すべき内部統制システムの具体的内容やレベルを確定するための事柄に関しては、一切言及されていないからである。したがってこれら諸条項の規定が、取締役の法的責任としての内部統制システム整備義務と直接的な関連を有しているとは理解できず、内部統制システム整備義務の存否およびその内容は、取締役等に課せられた一般的な注意義務の内容として決定されることになると考えられる^(注26)。

そうすると、内部統制システム整備の一環として親会社取締役（会）に課せられた企業集団における内部統制システム整備義務も、やはり善管注意義務の一類型ということになる。

また、法務省令に定められた当該規定（旧会社法施行規則100条1項5号等）が、親会社取締役による子会社監督責任を負っていることの根拠規定ととらえる見解もあるが、この点に関しては、第5章において私見を述べたい。

(2) 平成26(2014)年改正の概要

親子会社法制における親会社取締役の子会社管理に関する平成26年の会社法改正の項目は、主に以下の3つがあげられる。具体的には、

- ① 法務省令（会社法施行規則）において定められていた企業集団における内部統制システム整備義務が会社法本体に明文化された^(注27)。
 - ② 法務省令において、整備しなければならない企業集団における内部統制システムに関する4つの内容が具体的に例示された^(注28)。
- 企業集団における内部統制システム整備に関する見直しはこの2つであるが、それ以外に、
- ③ 「多重代表訴訟制度」が限定的に導入された^(注29)。

その一方において、親会社取締役の子会社に対する「監督義務」の明文化に関しては、前述の通り、部会において様々な審議がなされたが、結局は見送られることとなった^(注30)。

この内、本稿においては、③の多重代表訴訟制度の限定的な導入を除いた①②について、改正の意義を検討していきたい。

(3) 企業集団における内部統制システム整備に関する規定の改正の意義

まず、企業集団における内部統制システム整備に関する規定が法務省令から会社法本体に格上げされたことについては、現行法上の規律および解釈の変更を意図するものではない、とされている^(注31)。

また、法務省令における企業集団内部統制システムの具体的な内容の例示は、従来の規定の内容を拡大する趣旨ではないとされている^(注32)。そして、親会社取締役(会)に求められているのは、具体的に例示された事項について、親会社としてどのような方針で臨むかということであり、子会社の内部統制システムの具体的な内容を直接決定することではないとされている^(注33)。

そうすると、平成26年会社法改正における企業集団内部統制システムに関する見直しにはどのような意味があるのでしょうか。今までと何も変わりがないということになるのでしょうか。この点に関し、本稿においては、法務省令すなわち「改正会社法施行規則100条1項5号等」(以下、「改正会社法施行規則」という)における具体的な内容の例示そのものが、極めて重要な意義を有していると考えている。

企業集団における内部統制システム整備義務が、親会社取締役の善管注意義務に含まれることに関しては問題がないとしても、そもそも善管注意義務というものは抽象的なものであり、その範囲も明確に定められているわけではない^(注34)。また、善管注意義務違反があったか否かは、ケースごとに個別に検討していかなければならない。

ところが企業集団における内部統制システムの整備に関して、改正会社法施行規則において「4項目」が具体的に例示されたことによって、グループにおける親会社取締役が尽くさなければならない善管注意義務の内容や範囲は、かなり明確になったということがいえるであろう。すなわち、整備しなければならない企業集団における内部統制システムの具体的な指標ができたということになる。したがって親会社取締役は、改正会社法施行規則に示された「4項目」に基づき、企業集団における内部統制システムを整備していれば、注意義務を尽くしたことになり、当該親会社取締役が善管注意義務違反とそれに基づく任務懈怠責任を問われることは、原則として「ない」ということになるであろう。

ところがその一方において、グループに存在する内部統制システムが、改正会社法施行規則に例示されている「4項目」の内容を著しく欠いていたような場合には、それに関与した親会社取締役は、企業集団における内部統制システムの整備を怠った、すなわち、注意義務を尽くしていなかったということになり、善管注意義務違反による任務懈

怠責任を問われるケースもでてくるであろう。

このように考えた場合、改正会社法施行規則に例示されている「4項目」こそが、親会社取締役が企業集団における内部統制システムを整備しているか否かの評価基準であるにとらえることができる。したがって、あるグループにおいて、親会社取締役が整備すべき企業集団における内部統制システムとして、当該4項目の全てあるいはそのいずれかを具体的に定めていなかったという状況下において、グループ内に不祥事が発生し、親会社に損害が生じた場合、当該親会社取締役は、善管注意義務違反があったとして任務懈怠責任を負うケースは、増大することになるであろう。

なぜならば、企業集団を含めた内部統制システム整備義務が善管注意義務の一つの類型である以上、親会社取締役が善管注意義務違反による任務懈怠があったかどうかに関しては、「経営判断の原則」^(注35)が適用になるが、当該4項目に関する整備がなされていない場合には、親会社取締役は、その意思決定の内容と過程において、裁量の範囲を逸脱し、著しい不合理があったと認定されるケースは高まると考えられるからである。

ただし、改正会社法施行規則において、整備すべき企業集団における内部統制システムの具体的な項目が明示されたことによって、親会社取締役はその整備を行うにあたって、自由な裁量を与えられなくなるということにはならないであろう。親会社取締役が企業集団における内部統制システムを整備するにあたって、どの子会社を対象として、対象にした当該子会社をどこまで管理するのかということに関しては、子会社の位置づけ等に応じて、一定の裁量を有しながら決定していくことができることは当然であろう^(注36)。このことは、子会社の独立性の確保という観点からも、導かれるものである。

(4) 親会社取締役の子会社監督責任の明文化が見送られたことの意義

親会社取締役の子会社監督責任に関する規定の明文化が、部会において様々な議論がなされたにもかかわらず、最終的には見送られたということは、親会社取締役に、子会社に対する新たな監督責任が設けられることにはならなかったということであろう。新たな監督責任を設けるためには、やはり明文の規定が必要になると考えられるからである。

5. 親会社取締役による子会社監督責任の法的性質

(1) 検討の視点

前述の通り、平成26年会社法改正においては、親会社取締役の子会社監督責任の明文化が見送られた以上、当該責

任の範囲が新たに拡大するわけではないと考えられる。ところがその一方において、親会社取締役は、会社法上、当該親会社に対して負う善管注意義務の内容として、子会社の業務を監督する義務と責任を負っていると考えられている^(注37)。そこで本章においては、親会社取締役が従来から負っているとされる子会社の業務を監督する義務と責任とはどのようなもので、どの範囲にまで及んでいるのか、すなわち、親会社取締役による子会社監督責任の法的性質について検討していく。

この点に関し、本稿においては親会社取締役の子会社に対する『権限』の視点から考察していきたい。なぜなら義務と責任が認められるためには、それに対応する権限が与えられていなければならないからである。

(2) 子会社管理に関して親会社取締役に認められる権限

繰り返しになるが、まず、平成26年会社法改正後においても、親会社取締役に子会社に対する指揮命令権およびそれに基づく具体的指図権というものは、明文上は認められていない。そうすると、親会社取締役に子会社に対して認められている権限とは何か。それは親会社が子会社に対して有する株主としての「『監督是正権』を行使できる主体としての権限」であると考えられる。

親会社は、筆頭株主として、支配株主として、また子会社の株式の保有者として、子会社に対して財産的権利を有している。具体的には、株主権の行使である。この株主権のなかに監督是正権が含まれている。したがって親会社は、株主として、子会社取締役等に対する違法行為差止請求権や各種無効の訴え提起権、あるいは帳簿閲覧権等の各種調査権を有している。そして、この監督是正権を実際に行行使する主体は親会社取締役である。すなわち、親会社取締役は、親会社が子会社の株主として有している監督是正権を実質的に行使できる主体という意味において、子会社に対して監督権を有することになる。

(3) 権限に対応した親会社取締役の子会社監督責任

親会社取締役が、子会社に対して株主としての監督是正権を行使できるということは、一方において当該監督是正権を適切に行行使することがその職務ともなる^(注38)。その限りにおいて、監督是正権をその内容とする子会社監督権の行使は、親会社取締役の当該親会社に対する善管注意義務の具体的履行となる。すなわち、親会社取締役は、監督是正権を行使できる実質的主体として、必要な場合においてはその監督是正権を行使することが、子会社に対して監督責任を果たすということであり、そのことが当該親会社に対する善管注意義務の履践ということになる。

したがって、監督是正権を行使しなければならないよう

な場面、すなわち子会社取締役によって不正・違法な行為がなされている、あるいはそのおそれがあり、それによって子会社に、ひいては自社（親会社）にとって回復すべからざる損害が発生するおそれがあるにもかかわらず、それを行行使しないといった場合、具体的には、子会社取締役に対して改善のための指示や命令をださないといった場合には、親会社取締役は、当該親会社に対して、善管注意義務違反と、それに基づく任務懈怠責任を問われるケースもでてくるであろう。

ところが、監督是正権とは、日常的に行行使できるものではないはずである。すなわち、それを行行使する必要がある場合に、厳格な要件のもとで認められるにすぎない。したがって親会社取締役は、この監督是正権を行行使できる実質的主体であるといっても、親会社取締役に子会社に対する一般的な調査権や、それに対応する広汎な子会社監督責任が認められるということにはならないであろう。

そうすると、一方において、親会社取締役が子会社監督責任を負うケースは、極めて限定されるのではないかと、という疑問が生じることになる。すなわち、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質とは、監督是正権を行行使しなければならない場面において、それを適切に行行使しなければならないことであると考えた場合、親会社取締役が監督是正権を適切に行行使しなかったとしても、それによって当該親会社に対して善管注意義務違反を問われ、任務懈怠責任を追及されるケースは極めて限られたものになるのではないかと、よほどのことがない限り、子会社監督責任を問われることはないのではないかと、という疑問がでてくる。そしてそのことは、持株会社形態が普及するなどしてグループ経営が進展している現況においては、解釈論として、親会社取締役は子会社管理に関する義務と責任を負っているという評価と矛盾するのではないかと、とも考えられる。この点に関しては、本稿では次のように考えている。

たとえば、子会社において不正・違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあり、それによって子会社に損害が発生し、ひいては自社（親会社）にとって回復すべからざる損害が発生するおそれがある場合、親会社取締役は、監督是正権の一つである違法行為差止請求権を行行使すべく、その具体的なあらわれとして、子会社取締役に対してそれを是正するための指示・命令や、当該子会社取締役に対して責任追及を行う必要がある。ところが、親会社取締役が監督是正権を適切に行行使するためには、その前提として、子会社において現在違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあるということ把握できなければならない。そのための方法としては、親会社取締役は、同じ監督是正権に属する帳簿閲覧権等の調査権を行行使できることはもちろんであるが、それ以外にも株主総会における質問、

あるいはグループにおける内部統制システムの整備等を行うといった方法によってもそれが可能となる。すなわち、親会社取締役が子会社における重大な違法行為等を把握するための方法は、相当程度用意されているはずである。

したがって、子会社取締役の不祥事を知っていてそれを放置した場合だけではなく、たとえ子会社取締役の不祥事を知らなかったとしても、それを知りうる立場にあった場合は、監督是正権を行使しなければならない場面であるにもかかわらずそれを怠ったということになり、子会社管理に関する義務と責任を果たさなかった、すなわち、当該親会社に対する善管注意義務違反とそれに基づく任務懈怠責任を問われるという可能性はでてくると考えられる。

このように考えた場合、多くの学説が主張している通り、親会社取締役が子会社監督責任を負うケースは極めて限定されていると判示した、すなわち、親会社取締役は、子会社の不祥事に関し、「法令に違反した指図を行う」といったように積極的に関与した場合にのみ、子会社管理に関する責任を負うと判示した「野村証券事件」^(注39)に関する東京地裁判決は、もはや採りえないと言わざるを得ないであろう^(注40)。

そして、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質は監督是正権の適切な行使であるとする本稿の考え方は、部会における審議内容とも一致している。具体的には、「今回の規定（親会社取締役の子会社監督責任）を設けた暁には、恐らく、株主の権利として行使できる範囲でやることをやるんだと理解するのだと思いますので…」^(注41)、「実質としては、会社の資産である子会社の株式の価値を維持するために必要・適切な手段を講じることが親会社取締役の善管注意義務から要求される、そして株主である親会社として、取ることでできる手段を適切に用いて対処するというのも、当然その内容に含まれるというのが出発点で、そのこと自体は余り異論がなく、そういう趣旨をいかに表すか…」^(注42)といった各委員の発言からもそれは明らかである。

(4) 企業集団内部統制システム整備義務に関する規定との関係

親会社取締役の子会社監督責任の法的性質とは、株主権としての監督是正権を行使できる実質的主体としての適切な行使であると述べたが、それ以外にも検討しなければならない項目がある。それは、同責任と関連して論じられることが多い「企業集団における内部統制システム整備」に関する規定との関係である。繰り返しになるが、平成26年会社法改正以前から、法務省令における企業集団における内部統制システム整備に関する規定が、親会社取締役の子会社監督責任の法的根拠であるとする見解も存在している^(注43)。

この点に関し、本稿においては次のように考える。

親会社取締役の子会社監督責任の法的性質を、監督是正権の適切な行使であると考えた場合、当該監督是正権を適切に行使するためには、前提として親会社取締役は、グループ内の少なくとも重要な子会社の業務執行状況は的確に把握していなければならない。そして子会社の業務執行状況を把握するためには、子会社から情報収集ができる体制を整備しておかなければならない。すなわち、広い意味でのグループにおけるリスク管理体制を整備しておく必要がある。そしてこのリスク管理体制こそが内部統制システムであり、企業集団を含めてのその整備が、親会社取締役が当該親会社に対して負っている善管注意義務の一つの内容ということになる。

このように考えた場合、企業集団における内部統制システム整備に関する規定は、親会社取締役の子会社監督責任の根拠規定というよりは、親会社取締役が監督是正権を適切に行使するための前提としての義務ととらえることができる。すなわち、親会社取締役は、企業集団における内部統制システムの整備を怠ったことにより、本来、監督是正権を行使しなければならない場面においてそれを行使することができず、子会社ひいては自社（親会社）に損害が発生したといった場合には、善管注意義務違反に基づく任務懈怠責任を負うことになる。

あるいは、企業集団における内部統制システム整備義務を親会社取締役の子会社監督責任の内容に含め、平時の際の親会社取締役の義務ととらえることも可能である。すなわち、親会社取締役の子会社監督責任の内容および範囲を平時と有事にわけて考え、平時においては、親会社が行う内部統制システム整備の一環として、企業集団における内部統制システムの整備を行う義務を有しているという位置づけも考えられる^(注44)。そして有事、すなわち子会社に不正・違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあるといった場合には、親会社取締役は、監督是正権を適切に行使し、子会社取締役に対してそれを是正するための指示や命令を出す義務を負っているということになる。そして、平時に企業集団における内部統制システムの整備を怠った、あるいは有事において監督是正権を適切に行使しなかったことによって、子会社ひいては自社（親会社）に損害が発生したといった場合には、親会社取締役は、善管注意義務違反に基づく任務懈怠責任を負うということになるであろう。

6. 福岡魚市場事件において裁判所が認定した親会社取締役の子会社調査義務の内容

最後に、親会社取締役の子会社監督責任に関して、裁判所はどのように考えているのであろうか。親会社取締役に

子会社に対する調査義務が存在することを前提としたうえで、親会社取締役に当該調査義務違反を認めた福岡魚市場事件を取り上げて検討していく。

(1) 事件の概要

まずは、本件の事案の概要を簡単に振り返ってみたい。

本件は、水産物等の売買を行う事業会社である株式会社福岡魚市場（以下、「福岡魚市場」あるいは「親会社」という）が、不良在庫を抱えて経営破綻の危機に瀕している完全子会社である株式会社フクシヨク（以下、「フクシヨク」あるいは「子会社」という）に対して救済融資等を行い、親会社である福岡魚市場に回収不能の貸付金18億8000万円が生じたという事案である^(注45)。留意すべき点・問題となった事項等把握しておかなければならない内容は以下の通りである。

- (ア) 親会社である福岡魚市場の代表取締役、専務取締役、常務取締役の3人が、完全子会社であるフクシヨクの非常勤役員（取締役・監査役）を兼任していた。
- (イ) フクシヨクが不良在庫を抱えるに至った原因は、福岡魚市場等を相手に行っていた特殊な循環取引（「ダム取引」・「グルグル回し取引」とよばれているもので、裁判所はこれらの取引を不正ないし違法なものであると判示している。）^(注46)に起因している。
- (ウ) 福岡魚市場は、公認会計士からの監査および指導がなされたこともあって、フクシヨクノの不良在庫の調査を行った。そして当該調査は、フクシヨクの非常勤取締役を兼任している福岡魚市場の代表取締役Aを中心に行われた。Aは、同じくフクシヨクの非常勤取締役を兼任している福岡魚市場の専務取締役Bを委員長とする調査委員会を立ち上げ、フクシヨクの担当者から聴き取り調査等を行った。ところが当該調査においては、聴き取り調査以上に、具体的な書類を確認するといったことはなされず、Aも具体的な調査方法に関する指示や確認は行わなかった^(注47)。

(2) 本事案における裁判所の判断

(1)のような事実関係のもと、福岡魚市場の株主であった原告は、子会社役員を非常勤で兼任していた親会社取締役3名を対象として、忠実義務違反および善管注意義務違反に基づく会社に対する損害賠償を請求したものである。

これに対し裁判所^(注48)は、親会社取締役について、「自ら、あるいは、福岡魚市場の取締役会を通じ、さらには、フクシヨクの子会社役員等に働きかけるなどして、個別の契約書面等の確認、在庫の検品や担当者からの聴き取り等により具体的かつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき義務があった。」として、この調査を怠ったことに親会社取締役

としての忠実義務および善管注意義務違反を認めた（以下、「本判決」という）^(注49)。

すなわち本判決においては、グルグル回し取引等の違法な取引が表面化していない状況においても、親会社取締役に子会社調査義務が発生するとしており、しかも、その義務の内容としては、単に一般的な調査を指示するだけではなく、個別の契約書等の確認等、具体的かつ詳細な調査を求めるものであり、親会社取締役の子会社管理に関する義務と責任を比較的広く認めた事案とされている^(注50)。

本判決において示された「親会社取締役の子会社調査義務」の具体的内容としては、子会社の取締役等が不正ないし違法な取引を行っていないかということを確認する義務、そして万一、不正ないし違法な取引が行われていたり、あるいはそのおそれがある場合には、それを是正するための指示・命令を子会社に対して行うなどの対策を講じなければならない、というものであると考えられる。

そうすると、本判決で示された「親会社取締役の子会社調査義務」とは、親会社取締役に子会社管理における一般的な義務が存在することを前提としたうえで、当該義務の一つの具体的内容ということになるのであろうか。すなわち、本判決は、親会社取締役は一般的に子会社監督責任を負っているということを示したものであるか。

(3) 本判決に示された「子会社調査義務」の内容

本判決において示された子会社における不良在庫問題の発生等に関する子会社調査義務とは、本稿においては、親会社取締役による一般的な子会社監督責任とは直接結びつくものではなく、まずは、融資する側の会社の取締役に課せられた「融資責任」に関するものであると考える。すなわち、本判決において示された親会社取締役による子会社調査義務とは、融資という「重要な財産の処分及び譲受」に関する取締役の職務執行に伴って生ずるリスク管理体制整備義務ととらえるべきである。

ある会社が別会社に融資を行う場合、融資する側にとっては、それが事業会社であれ、金融会社であれ、また融資先が子会社であれそれ以外の会社であれ、融資する金額についてそれが貸し倒れにならないように、融資の前後を問わず、当該融資先を調査しなければならない。これはリスクヘッジの観点から当然のことである。すなわち、融資する会社の取締役は、融資という重要な財産の処分および譲受に関する職務を執行するにあたって、その貸し倒れを防ぐために、融資先の経営状況を調査する義務があるはずである。

確かに融資先が子会社、特に完全子会社である場合は、自社と資本関係において何らの関係もない会社に融資をする場合とは異なる状況も生じるはずである。すなわち、融資にあたっての要件・基準等は、自社と資本関係等におい

て何らの関係もない会社への融資の場合と比べて、緩やかとなる場合もでてくるであろう。なぜならば、完全子会社にかぎらず、グループ内の会社が経営破綻に伴って清算されることによって、親会社には有形無形の損失が発生する可能性があるからである。したがって親会社にとっては、救済の観点から無理をしてでも子会社に融資を行なうという経営判断をとることも、場合によっては考えられるからである。

ところが融資する側にとってまず検討しなければならないことは、融資先が子会社か自社とは資本関係等において何らの関係もない会社なのかということではなく、融資した資産が貸し倒れになることなく、回収できるかどうかということであろう。そのためには、融資先の経営状況の調査とそれに基づくリスクヘッジのための対応は、融資する側の会社の取締役にとっては職務執行の一環として、当然履行しなければならない義務のはずである。

このように、本判決で示された親会社取締役の子会社調査義務の内容に関しては、まずは融資する側の会社の取締役の「融資責任」が検討されるべきであるが、本事案に関しては、取締役による単なる「融資責任」だけで片づけることはできない。本事案は、融資する側の会社と融資先が完全親子会社関係にあるというだけでなく、融資する側の会社の代表取締役等が、融資先の子会社の役員を兼任しているという特殊事情が存在しており、その点を加味して検討していかなければならない。

すなわち、融資する側の会社の代表取締役や専務取締役・常務取締役が、融資先の取締役や監査役を兼任しているという特殊事情が存在することによって、融資先である子会社がどのような経営状況にあったかということに関しては、融資する側である親会社取締役は当然調査しやすい状況にあったはずである。にもかかわらず、当該子会社の経営状況を把握できなかった（しなかった）という事情が、親会社取締役に調査義務違反が認定されるにあたって、極めて重要な判断要素になったと考えられる。

このように本事案は、まずは融資責任に伴う職務執行行為の一環としてのリスク管理体制整備義務が検討され、さらに、融資する側の会社の代表取締役等が融資先の役員を兼任しているという特殊事情の存在に伴い、融資先の経営状況を入手できる状況であったにもかかわらず、それを怠ったという点において調査義務違反が認定されたと考えられる。すなわち、親会社取締役に一般的な子会社調査義務が存在することを前提とした親会社取締役による子会社管理に関する義務と責任の問題とは直接結びつくものではないと思われる。

このように、本判決において示された親会社取締役による子会社調査義務とは、単なる融資責任の問題ではないに

せよ、まずは融資する側の取締役による重要な財産の処分及び譲受に関する職務執行行為の問題としてとらえた場合、次に、新たな問題が生じることになる。

それは、調査の結果、子会社において不正・違法な行為がなされていた、あるいはそのおそれがある場合に、それを是正するために、親会社取締役が当該子会社の取締役に對して指示や命令をだす根拠はどこから導きだすことになるのか、ということである。子会社調査義務そのものは、融資する側の会社の取締役の融資責任、職務執行行為の一環ととらえることができても、子会社調査の結果、判明した不正・違法行為を是正するために子会社取締役に対して対策を指示したり、命令を出す権限、すなわち、有事の際に子会社取締役に対して指示・命令を出すことができる権限までは、融資する側の会社の取締役の融資責任、職務執行行為の一環としてとらえることには無理があるからである。

この点に関し、本稿においては、親会社取締役が子会社取締役に対して、有事の際に指示・命令を出すことのできる根拠としては、株主権としての監督是正権を行使できる主体としての権限にあると考えている。そして監督是正権を行使しなければならないような場面、すなわち不正・違法な行為がなされている、あるいはそのおそれがあり、それに伴って子会社ひいては自社（親会社）にとって回復すべからざる損害が発生するおそれがあるにもかかわらず、それを行使しないとといった場合には、親会社取締役として善管注意義務違反による任務懈怠責任を問われるケースもでてくるであろう。ところが前述の通り、監督是正権とは、日常的に行使できるものではないはずである。したがって親会社取締役は、子会社に対して一般的な指示・命令権を有しているということにはならないであろう。

このように考えた場合、すなわち親会社取締役は、子会社に対して一般的な指示・命令権を有していない以上、本判決において示された親会社取締役による子会社調査義務とは、やはり親会社取締役による一般的な子会社監督責任とは直接結びつくものではなく、親会社取締役は、有事の際には子会社に対して監督是正権を行使できる実質的主体として、職務執行上、融資先の経営状況を調査すべき義務を負っており、その義務こそが本判決で示された子会社調査義務の具体的内容であると考えられる。すなわち、本判決においては、融資先である子会社における不良在庫問題の発生に関して、親会社取締役は、職務執行上、当該融資先の経営状況を調査すべき義務があるにもかかわらず、しかも融資先の役員を兼任しているという特殊事情が存在したことにより、調査しやすい状況であったにもかかわらずそれを怠り、しかも有事の際に監督是正権を行使すべきであったところ、それをも怠ったという点に善管注意義務違反が認められたと判断すべきであろう。

7. 結びに代えて ～本稿の考え方と裁判所の判断との整合性～

本稿においては、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質は、親会社取締役と与えられている『権限』の視点から、株主権としての監督是正権を行使できる実質的主体としての適切な行使であると位置づけ、親会社取締役による企業集団における内部統制システム整備義務は、親会社取締役が監督是正権を適切に行行使するための前提としての義務、あるいは、子会社監督責任のひとつの内容として平時の際の親会社取締役の義務であるとしてとらえてきた（有事の際には、監督是正権を適切に行行使すべき義務が子会社監督責任の内容に含まれている）。

一方、福岡魚市場事件において裁判所が認定した親会社取締役の子会社調査義務とは、融資先に対する「融資責任」を前提としたうえで、融資先の役員を兼任しているという特殊事情を加味して判断されたものであり、親会社取締役による一般的な子会社監督責任を認めたものではない

との考えを示した。ところが、融資先は完全子会社であり、親会社である福岡魚市場の取締役は、平時においては当該子会社も含めた企業集団における内部統制システム整備義務を有しており、有事においては監督是正権を行使しなければならないのは当然のことである。実際、本事案において裁判所が親会社取締役による善管注意義務違反を認定したのは、当該子会社（融資先）に対して調査義務があるにもかかわらず、しかも調査が容易であるのにそれを怠り、当該子会社において違法な取引がなされているのに（有事であるにもかかわらず）、監督是正権の行使を怠ったという点にあると考えられる。

このように考えた場合、本稿の考え方と本事案における裁判所の判断は、決して矛盾しているものではなく、裁判所は本事案において、親会社取締役による一般的な子会社監督責任を認めたものではないと考えられる。

以上

【注】

- (注1) 本稿においては、グループ経営とは、「企業単体としてではなく、連結子会社を通じてはもちろんのこと、連結・資本関係にない場合も含めて、複数の企業集団が連携して、事業目的を達成するために行われていく経営戦略、またはそれを支えるマネジメント」（長谷川俊明「持株会社が行うグループ企業の内部統制」ビジネス法務第7巻第1号25頁）ととらえている。
競争力強化の観点から、グループ経営が広く普及した背景としては、世界的規模での企業間競争の激化の中で、企業が競争に打ち勝っていくためには、企業単体としてではなくグループ全体として立ち向かっていかなければならないということがあげられる（拙著『グループ経営の法的研究―構造と課題の考察』〈法律文化社、2012年〉3～5頁）。
- (注2) 酒巻俊雄「日本における会社法の最近の動向と課題」旬刊商事法務1576号（2000年）19頁。
- (注3) 平成26年会社法改正は、「親会社に関する規律」の見直し以外に、「コーポレートガバナンスの強化」も大きな柱となっていた。後者に関する主な改正内容としては、①監査等委員会設置会社制度の創設、②社外取締役・社外監査役の要件の見直し、③社外取締役を置いていない場合の理由の開示、④会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定等、があげられる。
- (注4) 塚本英巨「平成26年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」旬刊商事法務2054号（2015年）28頁。
部会における親会社取締役の子会社監督責任を肯定する発言は、当該責任を明文化することに反対する経済界を代表する委員からもなされている。具体的な発言内容は以下の通り。
「親会社取締役は、善管注意義務の範囲内で、子会社株式を含む親会社資産の管理を行っているのは当然だと思います。」（部会第20回会議議事録20～21頁・杉村委員発言）。
「現行法上も、親会社の取締役会は、適切な内部統制システムの構築等を通じて、子会社の管理義務を負っていることは間違いありません。」（部会第20回会議議事録21～22頁・伊藤委員発言）。
- (注5) 塚本・前掲注4）28頁。
- (注6) 塚本・前掲注4）29頁。
岩原＝坂本＝三島＝斎藤＝仁科「改正会社法の意義と今後の課題（下）」旬刊商事法務2042号（2014年）5頁・岩原発言。
- (注7) たとえば、小林秀之『内部統制と取締役の責任』（学陽書房、2007年）15頁。
- (注8) 子会社の不祥事等に関する親会社取締役の責任について判示した裁判例は、野村証券事件（東京地判2001年1月25日、判例時報1760号144頁）、りそなホールディングス事件（大阪地判2003年9月24日、判例時報1848号134頁）、三井鉱山事件（最判1993年9月9日、金法1372号22頁）、三菱商事事件（東京地判2004年5月20日、判例時報1871号125頁）等極めて少なかった（子会社救済に関する裁判例は除く）。しかも数少ない裁判例の中で、親会社の取締役が子会社管理に関してどのような場合に責任を負うのか、ということについての基準を示したものは野村証券事件に関する東京地判だけである。
- (注9) 第1審が2011年1月26日に福岡地裁、控訴審が2012年4月13日に福岡高裁、そして2014年1月30日に最高裁においてその判断が示された。
- (注10) 酒巻・前掲注2）。

- (注11) 1999年の商法改正以前は、親会社監査役は、まずはその職務を行う必要がある場合に、子会社に対して営業の報告を求めることとなっていた。そして営業の報告を求めたにもかかわらず、子会社が遅滞なく報告を行わない場合や、またはその報告の真否を確かめるために必要がある場合に、報告を求めた当該事項に関して、子会社の業務および財産を調査することができることとされていた。ところが、1999年の改正により、親会社監査役は、子会社の営業の報告を求めたり、あるいは直接子会社の業務または財産状況を調査することもできることとなった。
- (注12) 前田重行「持株会社による子会社支配と持株会社の責任（その一）」法曹時報58巻3号（1986年）2頁。
- (注13) 酒巻俊雄「グループ経営と親子会社規制」『グループ経営ハンドブック（編集代表西澤脩）』（中央経済社、2001年）152頁。
- (注14) 株式保有を背景とした間接的な方法とは、株式保有による支配株主としての地位において子会社の株主総会を支配し、そこで選出された取締役を通じて、取締役会における子会社の経営政策の決定に影響力を行使し、経営指揮を実現するというものである。また、事実上の支配力の行使によるものとしては、親会社の取締役や従業員を子会社に派遣し、子会社の総会で役員に選任させることによって、経営指揮をとっていくというものが考えられる（酒巻・前掲注13・152頁）。
- (注15) 前田・前掲注12）8頁。
- (注16) 永井和之「子会社の業務内容等の開示」ジュリスト1163号99頁。
- (注17) 前田・前掲注12）15頁。
- (注18) 山下友信「持株会社システムにおける取締役の民事責任」『金融持株会社グループにおけるコーポレートガバナンス・金融法務研究会報告書（13）』（金融法務研究会、2006年）31頁。
- (注19) 塚本・前掲注4）28頁。
- (注20) 部会第20回会議議事録・前掲注4）杉村委員発言、伊藤委員発言。
- (注21) 小林・前掲注7）。
- (注22) 神吉正三「判例研究・経営破綻した子会社に対する親会社の融資等について親会社の取締役の忠実義務および善管注意義務の違反が認められた事例」龍谷法学第45巻4号（2013年）481～519頁。
- (注23) 船津浩司『グループ経営の義務と責任』（商事法務、2010年）158頁。
- (注24) 旧会社法362条4項6号を受け、旧同施行規則100条1項5号、あるいは旧会社法348条3項4号を受け、旧同施行規則98条1項において、取締役（会）が整備しなければならない内部統制システムの内容として、①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、④使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、⑤当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、の5項目が列挙された。
- この5つの項目から、取締役（会）が整備しなければならない内部統制システムとは、主に、コンプライアンス、リスク管理、効率性の向上の3つのポイントに区分されることになる。この中で、コンプライアンスは、広い意味でのリスク管理に包含されると考えられる。また、効率性の向上という項目は、一見奇異な感じはあるが、そもそも会社の最大の目的は利潤追求であり、効率的経営を全く無視してリスク対応をとっていくことができないことは、ある意味当然のことであろう。
- このように考えた場合、内部統制システムとは、「コンプライアンス体制の整備を含めた広い意味でのリスク管理体制」ということになる（拙著・前掲注1・57～58頁）。
- (注25) たとえば、初めて「内部統制システム」という表現が用いられた大和銀行株主代表訴訟事件の大阪地裁判決（2000年9月20日、資料版商事法務199号248頁）によると、「取締役は、取締役会の構成員として、また代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負うのであり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものである」と判示されている。
- (注26) 木村圭二郎『内部統制の本質と法的責任』（経済産業調査会、2009年）165頁。
- (注27) たとえば会社法362条4項6号は、以下のように改正された。
- 「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」
- (注28) 改正会社法362条4項6号を受け、改正同施行規則100条1項5号には、以下のイ～ロの4つの具体的な事項が例示された。
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- この4項目を総合すると、整備しなければならない企業集団における内部統制システムとは、グループ内における広い意味でのリスク管理体制であると考えられる。
- (注29) 改正会社法847条の3において、以下の要件をみたした親会社株主は、これも以下の要件に該当する子会社取締役等の責任を、訴えにより追及することができるようになった。
- 「6カ月前から引き続き最終完全親会社等の総株主の議決権の百分の一以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の百分の一以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及の訴えの提起を請求することができる。ただし、（省略）。」
- (注30) 親会社取締役の子会社監督責任の明文化に反対する意見の理由としては、監督義務の範囲が不明確であることとも相俟って、監督義務が拡大して解釈されるおそれがある、ということに集約される。部会における具体的な反対意見としては以下のよう

なものがある（誌面の関係で、親会社取締役の子会社監督責任の明文化の提案について、最初に議論がなされた部会第17回会議における主なもののみとりあげる）。

〔(1)（取締役会は、株式会社の子会社について、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における重要性、株式の所有の態様その他の事情に応じて、その業務を監督しなければならない旨の明文の規定を設けること）の責任の明確化の意図が、現行の内部統制、あるいは親会社取締役の善管注意義務を超える責任を課すということになるのであれば、現行の枠組みを変えてしまう変更ではないかと存じます。さらに(1)は、…それぞれの子会社に対してどの程度の監督を行えばその義務を遂行したことになるかということは、不明確であります。このことから、本来裁量の範囲と評価できる場合であっても、外形上子会社に何か損害があれば、監督義務違反ということで、濫用的な訴訟提起も含め、拡大して利用されることが懸念されます。また、明文で規定を設けるとなれば、親会社への作用としまして、必要以上に子会社の経営に干渉することにもつながりかねませんので、本来期待される子会社の自主性が損なわれることになるという問題もありますし、グループ経営そのものに対する萎縮効果も懸念されます〕（同議事録14頁・杉村委員発言）。

〔(1)に『監督』という言葉が入っているため、結果的に、重要でない子会社についても積極的なモニタリング等の行為が要求されるように読み取れます。これは、子会社に裁量を与えて自由にやらせてみるという実務を否定するようなものではないかと思えます。〕（同議事録15頁・伊藤委員発言）。

(注31) 前掲注6)。

(注32) 齊藤真紀「企業集団内部統制」旬刊商事法務2063号（2015年）18頁。

(注33) 坂本三郎ほか「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説〔I〕」旬刊商事法務2060号6頁。

(注34) 山口拓郎「取締役の善管注意義務・忠実義務（上）～経営判断の原則等～」旬刊商事法務1837号（2008年）32頁。

札幌地裁判決2004年3月26日、判例タイムズ1158号196頁。

(注35) 取締役の業務執行が、不確実な状況で迅速な決断を迫られる場合が多いこと等から、「行為当時の状況に照らして合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、および、その状況と取締役に必要な能力水準に照らし、不合理な判断がなされなかったか否かを基準になされるべきであり、事後的・結果論的な評価がなされてはならない」というように、取締役によってなされた意思決定の適否を評価するための原則である（江頭憲治郎『株式会社法（第2版）』＜2008年、有斐閣＞428頁）。

(注36) 齊藤・前掲注32) 21頁。

(注37) 前掲注19)。

(注38) 高橋栄治「企業集団における内部統制」ジュリスト1452号（2013年）31頁。

(注39) 本事案の概要としては、野村証券の米国における完全孫会社が、米国証券取引委員会規制によって維持すべきとされる自己資本額を維持せず、また、不正確な定期報告書をニューヨーク証券取引所に提出したとして、18万米ドルの課徴金を課され（1990年8月8日）、さらに同様の違法行為について、100万米ドルの課徴金を課された（1995年10月25日）というものである。これに関し、当該完全孫会社の損失はそのまま野村証券の損失になるとして、野村証券の株主が、同社の取締役を相手どって、株主代表訴訟を提起した事案である（東京地判2001年1月25日判例時報1760号144頁）。

(注40) 部会第20回会議において、藤田幹事より、「会社を超えてはいかなる監視義務もないのだというふうな解釈をした裁判例が現にかつてありました。東京地判平成13(2001)年1月25日ですが、そういう解釈は、今の会社法ではもう生きていないのだと、持株会社化が進んだ今日、そういう解釈論はそのまま維持されていないのだということは、確認されたほうがいい気がします。」といった発言がなされている（部会第20回会議議事録26頁）。

(注41) 部会第20回会議議事録22頁・中原幹事発言。

(注42) 部会第22回会議議事録5頁・藤田幹事発言。

(注43) 小林・前掲注7)。

(注44) 塚本・前掲注4) 30頁。

(注45) 手塚裕之ほか「福岡魚市場株主代表訴訟事件控訴審判決の解説—子会社管理・救済における親会社取締役の責任」旬刊商事法務1970号（2012年）15頁。

(注46) 「ダム取引」とは、フクシヨクが資金の豊富な仕入業者に対して、一定の預かり期間に売却できなければ期間満了時に買い取る旨を約束した上で、魚を輸入してもらうという取引。また、「グルグル回し取引」とは、ダム取引の預かり期間満了時に在庫商品を買取るが、その分だけ新たに在庫商品を当該仕入業者または他の仕入業者に買い取ってもらい、その際に設定した預かり期間内に売却できなかった場合には、さらに同じことを継続的に繰り返すという取引（三浦治「商事法判例研究・グルグル回し取引により破綻間近な子会社に対する救済融資に関する親会社取締役の責任」金融・商事判例1414号2頁）。

(注47) 奥山健志「子会社管理についての親会社取締役の責任」ジュリスト増刊野村修也・松井秀樹編『コーポレートガバナンス判例精選』（有斐閣、2013年）131頁。

(注48) 第一審である福岡地裁は、被告ら3名の責任を認め、金18億8000万円およびこれに対する年6分の割合による遅延損害金の支払いを命じ（福岡地判2011年1月26日資料版商事法務327号51頁）、控訴審である福岡高裁も、第一審判決を維持する判決を下した（福岡高裁2012年4月13日金融・商事判例1399号24頁）。被告らは、同判決を不服として上告を申し立てたが、最高裁においてもその判断は覆らなかった。

(注49) 最高裁においては、取締役が会社に支払う損害賠償金に付される遅延損害金の利率の変更を除いては、控訴審判決をそのまま踏襲しており、本稿に関する新たな論点は何ら示されていない。については本稿においては、福岡高裁控訴審判決を「本判決」として引用している。

(注50) 奥山・前掲注47) 131頁。